

社団法人全国高等専門学校体育協会定款

制 定 昭和42年7月 4日

最近改正 平成19年6月15日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人全国高等専門学校体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区芝浦3丁目3番6号におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、高等専門学校における体育の奨励およびスポーツ精神の向上をはかり、もって高等専門学校教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 一 高等専門学校における体育の普及、発達に必要な援助
- 二 高等専門学校の体育に関する調査、研究会の開催
- 三 全国高等専門学校体育大会および各種体育競技に関する主催または援助
- 四 体育諸団体との連絡および協力
- 五 体育に関する図書および会報の刊行
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次の四種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同し、別表に定める会費を納める者
- 二 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、別表に定める会費を納める者
- 三 特別会員 この法人の事業を後援し、別表に定める会費を納める者
- 四 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者のうちから、理事会により推薦された者

(申込方法)

第6条 会員になろうとする者は、書面をもって申込みをしなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となり、か

つ、会費を納めることを要しない。

(会報等の配布)

第7条 会員は、この法人が刊行する会報および図書の優先的配布を受けることができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

一 退会

二 死亡、失踪宣告

三 除名

(退会届)

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会および総会の議決を経て会長が除名することができる。この場合、議決する前に理事会および総会の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

一 会費を2年以上滞納したとき

二 この法人の会員としての義務に違反したとき

三 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき

(会費の返還)

第11条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員および職員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

理事 15名以上19名以内(うち会長1名、副会長3名、常務理事3名)

監事 2名

2 理事と監事は、これがかねることはできない。

(理事等の選任)

第13条 理事は総会の議決によって選任する。会長および副会長は理事の互選によって選任する。

2 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

3 会長は、理事会、評議員会および総会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ指定した順位によりその職務を代行する。

(常務理事の選任等)

第14条 常務理事は、理事の互選によって選任する。

2 常務理事は、この法人の常務を分掌する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の選任等)

第16条 監事は、総会の議決によって選任する。

- 2 監事は、民法第59条の職務を行なう。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第17条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合または特別の事情のある場合には、その任期中であっても、理事会および総会の議決により、これを解任することができる。この場合、議決する前に理事会および総会の場において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第18条 この法人には、評議員45名以上50名以内をおく。

- 2 評議員は、この法人の会員、または学識経験者、もしくはこの法人の事業に密接な関係ある者およびこの法人に功績のあった者のうちから、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員と理事は、これがかねることはできない。
- 4 評議員は、前条の規定を準用する。

(顧問、参与)

第19条 この法人に、顧問および参与をおくことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、理事会の諮問に応じ、会長が指定した場合は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、評決に加わることはできない。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局および職員をおく。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(総会)

第21条 総会は正会員をもって組織する。

2 通常総会は、毎年2回会長が招集する。

3 臨時総会は、理事全員または監事が必要と認めたときは、20日以内に招集しなければならない。

(臨時総会)

第22条 会長は、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会招集手続)

第23条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の承認事項)

第24条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録についての事項
- 四 その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(総会の議決方法)

第26条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事の概要等の通知)

第27条 総会の議事の概要および議決した事項は、全会員に通知する。

(理事会の招集)

第28条 会長は、毎年2回理事会を招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または会長は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決方法)

第30条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の審議事項等)

第31条 評議員会は、理事会からの諮問に応じて重要事項を審議し、必要と認めた事項について理事会へ助言を行う。

(評議員会の招集)

第32条 会長は、毎年2回評議員会を招集するほか、必要ある場合または評議員の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求のあったときは、30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の定足数等)

第33条 評議員会には、第29条の規定を準用する。

2 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決する。

(議事録の作成)

第34条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および当会議において選任された出席者代表2名以上が署名押印のうえこれを保存する。

第6章 資産および会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の内訳)

第36条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理および運用方法)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。

(基本財産の処分等の制限)

第38条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない場合は、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承

認を受けて、その一部に限り処分しまたは担保に供することができる。

(運用財産の支弁)

第39条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(収支予算等の報告)

第40条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て毎事業年度開始前に文部科学大臣に報告しなければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算等の報告)

第41条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後、会長が編成し、財産目録および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて、3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(借入金等)

第42条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。借入金(その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)については、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第45条 この法人の解散は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類および帳簿の備付等)

第47条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代る書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員および他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) 収支予算書および事業計画書
- (11) 収支計算書および事業報告書
- (12) 貸借対照表
- (13) 正味財産増減計算書
- (14) その他必要な書類および帳簿

2 前項第1号から5号の書類、同項第7号の書類および第10号から第13号までの書類は永年、同項第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号から第9号および第14号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号および第10号から第13号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第48条 この定款施行についての細則は、理事会、評議員会および総会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の理事および監事は、次のとおりである。

理 事	(会 長)	村 田 治 郎
"	(副 会 長)	下 坂 実
"	(")	川 原 琢 磨
"	(")	木 村 作 治 郎
"	(常 務 理 事)	須 賀 太 郎
"	(")	近 藤 泰 夫
"	(")	森 井 宏 一
"		原 田 準 平
"		鈴 木 廉 三 九
"		美 作 小 一 郎

”	沢 井 八洲男
”	葛 西 重 男
”	和 栗 明
”	柴 田 周 吉
”	野 手 悌 士
”	青 木 正四郎
”	門 秀 信
監 事	辻 博
”	石 井 栄

- 2 この定款は、昭和42年7月4日から施行する。
この定款は、昭和44年5月22日から施行する。
この定款は、昭和46年7月12日から施行する。
この定款は、昭和49年5月27日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
この定款は、昭和50年7月24日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
この定款は、昭和52年7月11日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
この定款は、昭和53年6月2日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
この定款は、昭和60年3月27日から施行する。
この定款は、平成13年1月6日から施行する。
この定款は、平成16年6月10日から施行する。
この定款は、平成18年6月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
この定款は、平成19年6月15日から施行する。

別表 会員の会費の類

区 分	会 費
正 会 員	年 額 6,000円
賛助会員	年 額 1,000円
特別会員	年 額 600円以上